

防災地域建設委員長報告

令和5年9月定例会

防災地域建設委員長報告をいたします。

防災地域建設委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「専決処分事件の報告及び承認について」など一般事件案2件、「令和5年度島根県一般会計補正予算（第5号）」など予算案9件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第112号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案については、賛成多数により、またその他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第112号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」では、広域的な役割を果たす事業や災害対策に資するものは県の責任で行うべき事業であり、市町村に対する負担金は課すべきではないとの理由から反対であるとの意見がありました。

挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第91号議案「令和5年度島根県一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

地域振興部所管分の「ふるさと島根定住推進事業」については、委員から、移住支援コーディネーターの増員に関して、コーディネーターの役割やセミナー回数を増やすねらいについて質問があり、執行部から、コーディネーターは、移住フェア等に参加され島根への移住に興味を持たれた方からの相談を首都圏において受け、そこで受けた相談をふるさと島根定住財団につなぐという役割を担っている。コーディネーターの増員により、新しいセミナーイベントを今後4回開催するなどして、相談に来られた方のみへの対応ではなく、攻めの体制をより強化していきたいと考え

ているとの回答がありました。

「中山間地域総合対策推進事業」については、委員から、ガソリンスタンドは中山間地域にはなくてはならないものであり、生活機能を維持していく観点からするとこの補助事業の内容では十分ではないと感じる。今後しっかりと状況を分析し、市町村の要望も聞いて積極的な支援を行ってほしいとの意見がありました。これに対して執行部からは、現在、中山間地域にある200か所のガソリンスタンドへのアンケート調査を行っており、共通する課題として、経営者の高齢化や後継者不足、売り上げの減少、施設、設備等の老朽化に伴う費用負担等の問題があることがわかった。今後さらに調査を進め、地域の実態に即した支援制度となるようにしていきたいと回答がありました。

次に土木部所管分の「松江市街地における除雪対策」について、委員から、松江市の除雪開始基準15センチを5～10センチに見直すものであり、県道だけの対応ではなく、国道、市道等他の道路管理者との連携の強化が重要になってくるが、新たな取り組みはあるのかとの質問があり、執行部から、積雪があった場合は、冬季道路情報連絡本部会議が開催され、NEXCO西日本、県、各市町村など各道路管理者が各道路の積雪情報、通行止めの情報を相互にリアルタイムで共有し、状況に応じた除雪対応がとれるよう情報連絡体制をとっているところである。今後も各道路管理者と密な連携を図るとともに、道路利用者に対してSNS等による情報発信を求めるなど、情報が広くいきわたるよう県として取り組んでいくと回答がありました。

また、「補助公共事業費」の減額補正について、委員から、防災・安全交付金が要望額に対して7割程度しか配分されておらず、災害が激甚化している中、交付金の増額に向けてもっと国へ要望していく必要があるのではないかと意見があり、執行部からは、今後は国の政策に対応した要望をしていくことにより、しっかりと予算を確保していきたいと説明がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、地域振興部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「バス事業者の担い手の状況について」では、委員から、バスの運転免許取得などに対する助成を考えるとどうかという意見があり、執行部からは、免許取得の助成はすでに事業者において行われているが、直接には採用につながっていない現状がある。今後、助成対象年齢の状況や他県での実施内容を調査していきたいとの回答がありました。また、別の委員から、県が事務局となる中山間地域の生活交通を考えるプロジェクトチームによる会議が開催されることについて、市町村や事業者と一緒に、現状、問題点を共有し、みんなで地域公共交通を守るという機運づくりを進めてほしいとの意見がありました。

次に、防災部所管事項についてであります。

執行部から説明のありました「令和5年度島根県原子力防災訓練について」では、委員から、11月7日及び9日に実施される社会福祉施設における訓練の実施内容について質問がありました。執行部からは、11月7日及び9日に実施する社会福祉施設の訓練については、高齢者福祉施設で1か所、障がい者福祉施設で1か所の合計2か所で行われ、他の社会福祉施設の管理者が訓練の見学に来られる予定であると回答があり、委員からは、社会福祉施設には様々な種類があるので、今後は訓練対象施設を増やすことも考えていってほしいとの意見がありました。

次に、企業局所管事項についてであります。

委員から、企業局ではFIT制度のもと、クリーンなエネルギー創出が行われているが、今後も新たな小水力発電の可能性を探るなど、引き続きクリーンなエネルギーの開発を行ってほしいとの意見があり、執行部からは、現行の水力発電所リニューアル工事は一段落するところだが、県全体でも再生可能エネルギーを進めている中で、企業局のもつ水力発電のノウハウを生かしながら、引き続き水力発電の可能性調査を含め、新しいチャレンジをしていきたいと説明がありました。

最後に、島根原発1号機廃止措置計画の変更については、9月7日及び9月27日の本委員会において、参考人から意見聴取を行いました。委員会としては、今後執行部から説明を受けるなどし、引き続き協議を重ね、慎重に判断をしていきたいと考えております。

以上、防災地域建設委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。